令和9年度（令和9年4月1日採用予定）
地域おこし協力隊【「日光の木」のプロデューサー】
（会計年度任用職員）募集要項

令和8年9月14日

1 募集の目的

日光市は全国で3番目の広さを持ち、その約86％が森林です。 この豊かな森林は、二酸化炭素を吸収する環境の基盤だけでなく、私たちの生活を支える生活資源の基盤でもある“林業”がとても盛んな土地です。

そんな森林が今どうなっているか知っていますか？ 何十年も大切に育てたのに、木材の価格が安いとか、所有者が高齢化しているなどいろいろな理由で放置されている森林が増えています。

そこで日光市は、放置された森林の整備を進める事業のほかに、地元事業者と「日光の木」利用総合戦略委員会を立ち上げ、「日光の木」のすばらしさを広く知ってもらうことで、大切な森林を次世代へつなげる取り組みを進めています。

この活動に賛同し、「日光の木」ブランド力の向上や魅力を発信し、森林を守る活動に取り組んでいただける地域おこし協力隊員を募集します。

2 主な活動内容

1	「日光の木」（日光市内で産出・製材された木）のプロデューサー 林業や製材工場、建築現場などに直接足を運んで、森林だけでなく木材（主にスギ・ヒノキ）の知識も習得して、関係者と共に「日光の木」をもっと使ってもらえるようなプロデュース活動をしていただきます。 幅広い関係者とネットワークをつくり、林業から木材までいろいろな魅力を発信して、日光の森林を未来につなげる一因になるような活動に取り組んでいただきます。 【主な活動内容】 ① SNS やホームページで『日光の木』の魅力を発信 ② 関係者で組織する『日光の木』利用総合戦略委員会の展示会に出展する活動 ③ PR 用ノベルティの企画・制作 ④ 林業体験や木工教室など木育の活動 ⑤ その他『日光の木』を広く知ってもらうための活動
2	放置森林を管理する事業の補助 放置された森林を適正な管理に向けて間伐などの整備をする森林経営管理制度という事業があります。 その事業には、所有者の意向調査や現地調査などの業務がありますが、その業務の補助として取り組んでいただきます。 【主な内容】 ・森林経営管理制度や地域林政アドバイザーの研修会等への参加 ・対象地の情報整理や所有者の意向調査の補助 ・計画の作成補助 など

3	生業づくりに向けた活動 ・自治会や地域行事への参加 ・卒業後の事業の計画 ・毎月の活動報告書の提出、年間計画及び報告書等の作成　など

3 応募の条件

応募資格	・申し込み時点で、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島などの条件不利地域を除く。）に在住し、採用後、生活の拠点を日光市に移すとともに日光市に住民票を異動することができる方 ・任期終了後も日光市に居住する意思のある方 ・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事由に該当しない方 ・普通自動車運転免許を有する方又は任用時点で取得見込みの方 ・パソコンの一般的な操作及び SNS の活用ができる方
求める人物像	・木工や木造建築物、地域資源を活かした活動に興味のある方 ・林業に興味がある方 ・森林の中に入ることもあるので山での活動が好きな方 ・地域住民や地元事業者などと柔軟なコミュニケーションがとれる方 ・人と接することが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方 ・協調性のある方 ・地方創生、地域活性化に意欲があり、地域住民や関係団体、市職員とともに地域が抱える課題の解決に積極的に取組むことができる方 ・SNS等を活用し、林業から木材までを魅力的かつ効果的に発信できる方 ・退任後も日光市に定住し、地域のキーパーソンとなる意思がある方

4 採用予定人数

1名

5 雇用形態

日光市の会計年度任用職員として任用します。

活動期間は、令和9年度の採用日から令和10年3月 31 日までとします。

ただし、年度ごとに契約更新の可否を判断し、最大3回まで更新する場合があります。（最長3年間）

6 報酬

218,580 円/月（令和8年4月1日現在）

・当市の規程に基づき6月期及び 12 月期に、期末手当及び勤勉手当を支給します。

・通勤手当は、距離に応じて（片道2km 以上）支給します。

7 勤務条件

勤務地	・デスクは、日光市観光経済部　環境森林課内に設置予定です。 ・展示会・イベントなど市外、県外で活動をすることもあります。
勤務時間	午前8時 30 分～午後4時30分（うち休憩1時間）

	ただし、業務の関係で、始業又は終業時間の変更される場合があります。	
活動日数	週5日（35 時間） ・原則、月曜日から金曜日までの平日	
休日・休暇	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ・イベントや研修等で休日出勤や時間外業務が発生する場合があります。 ・年次有給休暇は、日光市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年日光市規則第 29 号）に基づき付与されます。 また、特別休暇（夏季休暇等）を取得することができます。	
待遇・福利厚生	住居	・住居は個人での契約となりますが、賃貸の場合は月上限3万円まで市が補助します。 ・住居に係る光熱水費、引越しの旅費や転居に係る費用は、自己負担となります。
	活動経費	・携帯電話は自己所有、通信費は自己負担となります。 ・活動には公用車をご利用いただきますが、通勤に関しては自家用車を使用いただきます。 ・任期中に活用できる補助金として、活動支援補助金（活動に必要な研修、資格取得のための教材費、受験料等）、定住支援補助金（家賃、駐車場代、共益費（合わせて月3万円上限））、起業等支援補助金（活動2年目から起業や事業承継に必要な経費として合計 100 万円上限）があります。
	社会保険	・健康保険（共済保険）加入 ・厚生年金保険加入 ・雇用保険加入 ・非常勤職員等公務災害補償加入又は労災保険加入
	兼業	・基本可（ただし、内容により市との協議が必要）
退任後に活用できる支援	要件 ・地域おこし協力隊としての活動期間が2年以上あること。 ・地域おこし協力隊としての活動期間の終了の日から3年以上市内に定住する意思をもって行う活動であること。	
	定住支援	・家賃、駐車場代、共益費（合わせて月3万円を上限。退任から3年間で上限 150 万円。持ち家の修繕費支援もあります。）
	起業等支援	・申請時期　退任後3年以内 ・起業や事業承継に必要な経費として、活動 2 年目以降の任期中と退任後の合計で上限 100 万円（新たな雇用の創出等の要件を満たす場合、上限 200 万円）
市で実施中の各種制度（令和8年4月1日現在）	・起業・創業支援サロン（起業や経営に関する個別相談、スタートアップセミナーへの参加） ・起業者・事業継承者支援事業（市内店舗を改装・改修等を行う際の経費の一部を助成）	

8　現地見学・カジュアル面談

希望により、応募書類受付締め切り前に現地見学やカジュアル面談を行うことができます。（要予約）

・現地見学：勤務場所や市の居住環境などを担当者が案内します
・カジュアル面談：web 面談を行い、市の担当者が雇用や勤務条件などの疑問にお答えします。

9 応募方法・選考の方法

（1）応募方法

① 下記 URL または QR コードから専用フォームでお申し込みください。

https://logoform.jp/form/city-nikko/1789193

申し込みが完了すると、受付完了メールが自動で送信されます。

※ ドメインの指定受信をしている場合は、「@logoform.jp」と「@city.nikko.lg.jp」を受信できるようにしてください。
受付完了メールが届かない場合は、迷惑メールボックス等に入っていないかを確認したうえで日光市地域振興部地域振興課に連絡してください。

※ インターネット環境のない方はご相談ください。

② 応募期間

令和８年10月28日(水)から12月3日(木)まで(必着)

（2）最終面接時提出書類

・現住所の住民票　　：1ヶ月以内のもの
・普通自動車運転免許証の写し　：表面・裏面

（3）選考

① 応募書類の受付	
② 書類選考	・応募書類をもとに選考を行います。 ・選考結果は、メールでお伝えします。
③ 一次面接(WEB)	・日光市担当者と WEB 面談を実施し、選考を行います。
④ 最終面接(現地)	・一次面接合格者を対象に、日光市内にて面接を行います。 ・実施場所や日程等の詳細については、一次面接選考結果を通知する際に応募者にお知らせします。 ・面接時には、必要書類を持参または郵送いただきます。 ※ 交通費等に関しては、自己負担とします。
⑤ 最終結果の通知	・選考終了後に、結果を文書で通知します。

10 任用時期

令和9年4月1日以降(採用予定者と協議の上、採用日を決定します。)

11 地域おこし協力隊として活動する担当課

日光市 観光経済部 環境森林課

〒321-1292 栃木県日光市今市本町１番地

TEL 0288-21-5104 （平日午前8時 30 分～午後5時 15 分）

12 地域おこし協力隊採用担当課

日光市 地域振興部 地域振興課

〒321-1292 栃木県日光市今市本町１番地

TEL 0288-21-5147 （平日午前8時 30 分～午後5時 15 分）